

専業主婦の反対根強く

配偶者控除は専業主婦の「内助の功」への配慮などから、1961年に設けられた制度だ。妻の年収が103万円以下の場合に、夫の税負担が軽減される。「大黒柱の夫と専業主婦の妻」という高度経済成長期の家族モデルに合わせた仕組みだが、女性が年収103万円を超えないよう就労を制限する「壁」になっていると指摘される。これまでも存廃をめぐる議論はたびたび起きていたが、専業主婦などの反対が根強く、立ち消えになってきた。

「配偶者控除」廃止見送り

専業主婦世帯などの税負担を軽減する配偶者控除の廃止が、またも見送られた。政府・与党は2017年度税制改正で、配偶者控除について、控除適用の上限を年収103万円から150万円程度に拡大する方針だ。「廃止」から「拡大」への逆転。女性の働き方にどう影響するのか。
【聞き手・中村かさね、写真も】

論点

全国女性税理士連盟(女税連)は、配偶者控除の廃止を訴え続けてきた。今度こそはと期待したが、廃止でなく、逆に適用限度額を引き上げる方向で議論が進んでいるのは、非常に残念だ。政府・与党は限度額の引き上げによって、年収103万を超えて働く女性が増えることを見込んでいるのだろう。だが、それは小手先の見直しに過ぎない。真の解決からはかえって遠のくのではないか。育児や介護の社会化が進まない現状で、配偶者控除は、外では低賃金で働き、家庭では家事や育児、介護の担い手としての位置に女性を押し込めるような仕組みだ。政府が進める「女性の活躍」に逆行する恐れがある。引き続き廃止を求め続けていく。女税連が配偶者控除の廃止を求める理由は3点ある。まず、憲法24条が定める「個人の尊厳と両性の本質的平等」に反する点だ。夫婦はどちらか一方が一方を扶養するのではなく、対等な関係であるべきだ。2点目は、公平性を欠いた仕組みである点だ。配偶者控除は所得の高い層を優遇した制度であり、さらに基礎控除の重複という問題も生じる。所得税は所得額から控除額を引いたものに税率をかけて算出す

伊藤 佳江

全国女性税理士連盟会長



いとう・よしえ
1953年、東京都生まれ。明治大卒。東京税理士会副会長などを経て、今年8月から現職。内閣府男女共同参画推進連携会議議員を務める。

女性の活躍に逆行の恐れ

税率は高所得者ほど高くなるため、減税額も所得が高いほど大きくなる。また、すべての納税者から無条件に差し引かれる基礎控除は、誰であっても38万円となっているが、妻の年収が103万円以下の場合、夫婦2人分の基礎控除に加え、配偶者控除の3つの人的控除が重複して適用される。これは不公平だ。片働きでも共働きでも、専業主婦でも、家事や育児は誰かがやらなくては行かない。共働き世帯が主流となった今、片働き世帯、それも高所得な片働き世帯を優遇するような仕組みは問題だ。3点目は、配偶者控除が適用される「年収103万円」が、女性が就労調整する際のボーダーラインとなっている点だ。これだけの人手不足の折に、女性たちが本当はもっと働けるのに、年収が103万円を超えないよう労働時間を抑えるのは、女性の経済的自立を妨げるだけでなく、社会的にも損失だ。今回、配偶者控除廃止に向けた議論のなかで、共働きにも適用される「夫婦控除」の仕組みが検討されたが、賛成できない。民法が、夫婦それぞれが固有の財産を持つ「夫婦別産制」を採用している以上、個人課税の原則は崩すべきではない。配偶者控除廃止とともに、私たちは基礎控除の増額も要求している。現行の控除額38万円を、最低生活扶助基準額の100万円程度まで引き上げるべきだ。個人的には「移転的基礎控除」が望ましいと思う。1人がひとつの基礎控除を持ち、パートナーの片方が所得が低くて控除しきれない場合、差額をもう一方に移転して2人分の控除を利用できる仕組みだ。最終的に算出された所得税額から一定額を差し引く税額控除方式にすれば、高所得者の優遇が解消され、より公平になるのではないか。